



### 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都港区海岸町一丁目2番1-1606号  
氏名 株式会社エコクリーン 代表取締役 中澤 和彦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和元年(2019年) 11月 27日  
許可の有効年月日 令和6年(2024年) 10月 26日

#### 1. 事業の範囲

埋立 (燃え殻、汚泥 (含水率85%パーセント以下のものに限る。)、廃プラスチック類 (おおむね15センチメートル以下のものに限る。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず (おおむね15センチメートル以下のものに限る。)、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの。以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)。以下余白。

#### 2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 安定型及び管理型最終処分場  
設置場所 苫小牧市宇柏原3番29  
設置年月日 平成21年(2009年)8月4日  
処理能力 13, 469㎡、57, 232㎡  
許可年月日 平成18年(2006年)6月28日  
許可番号 胆環生第529-4号

#### 3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

#### 4. 許可の更新又は変更の状況

(平成21年(2009年)10月27日 新規許可)  
平成25年(2013年)10月 1日 変更許可 (破碎 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず) の追加。)  
平成26年(2014年)11月 7日 許可の更新  
令和元年(2019年)11月27日 許可の更新 (破碎 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず) の削除)

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ (無)